

館林市犯罪被害者等支援条例(案)に関する パブリックコメント(意見募集)資料

【条例制定の趣旨】

「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等支援に関する施策の策定・実施が規定されており、全国的に条例制定の動きが広がっています。

市民の生命、身体及び財産の安全は、市民生活の基礎であり、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現は、全ての市民の願いです。

しかしながら、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっています。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や誹謗中傷^{ひぼう}などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっています。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して暮らすことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添った支援を途切れなく提供するとともに、市民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、地域社会全体で支えていくことが必要です。

そのため、犯罪被害者等に寄り添う地域社会を目指し、「館林市犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

【条例(案)の主な内容】

1 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることとします。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われることとします。
- (3) 犯罪被害者等支援は、安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることとします。
- (4) 犯罪被害者等支援は、関係機関等が相互に連携し、協力して行われることとします。

2 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援のための施策を実施します。

3 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めます。

4 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めます。

5 経済的負担の軽減

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の支給を行います。

6 日常生活の支援・安全の確保

犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、保健医療・福祉サービスの提供などを行います。

また、犯罪被害者等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時的な保護、施設への入所による保護などを行います。

7 居住の安定・雇用の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮を行います。

また、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、就業の支援を行います。

8 広報・啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性について、市民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発を行います。

9 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行います。

10 条例の施行日

令和6年4月1日